

平成30年(フ)第2680号

破産者 株式会社連専

破産管財人 印藤弘二

債権届出期間及び債権調査期間の通知

平成30年10月5日

債権者 各位

大阪地方裁判所第6民事部

当裁判所は、頭書破産事件について、次のとおり債権届出期間及び債権調査期間を定めましたので通知します。

1 破産債権の届出期間

平成30年12月25日(火曜日)まで

2 破産債権届出書の提出先

〒640-8151

和歌山市屋形町二丁目10番地 大阪地方裁判所 通知事務取扱人

破産者 株式会社連専 破産管財人室 行

*返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

3 破産債権の調査をするための期間

平成31年3月25日から平成31年4月8日まで

注). 当裁判所は、個別の債権についての質問はお受けできません。破産債権届出に関するご不明な点は、下記破産管財人室コールセンターにご連絡下さい。

記

(コールセンター)

株式会社連専

破産管財人室 コールセンター

電話 073-422-4147 ファックス 073-424-1522

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）

〒530-8522 大阪市北区西天満2丁目1番10号

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

電話 06-6363-8346